

条例の構成

理念

「自治」実現のための育てる
「自治基本条例」

前文

第1章 《総則》

第1条 (目的)
第2条 (用語の定義)
第3条 (条例の位置付け)

第2章 《むらづくりの基本理念と目標》

第4条 (むらづくりの基本理念)
第5条 (むらづくりの基本目標)

原則条項

情報共有と住民参加の
二大原則

「住民参加原則」の細則

第4章 《住民の権利、役割及び責任》

第8条 (住民の権利)
第9条 (住民の役割と責務)

原則の総則

第3章 《むらづくりの基本原則》

第6条 (情報共有の原則)
第7条 (協働の原則)

「情報共有の原則」の細則

第8章 《情報》

第20条 (情報共有の推進)
第21条 (意思決定の明確化)
第22条 (情報共有のための制度)
第23条 (情報の収集及び管理)
第24条 (個人情報の保護)

二大原則として相互に補完

具体的制度(例)

制度条項

・本条例の定期的な
見直し

第39条 (この条例の検討及び見直し)

・条例制定における
参加手続

《条例制定等の手続》
第38条 (条例制定等の手続)

《連携》

第34条 (村外の人々)
第35条 (近隣自治体との連携)
第36条 (広域連携)
第37条 (国際交流及び連携)

・様々な形での連携

・住民投票制度

《住民投票制度》

第33条 (住民投票の実施)

・財産管理
・予算編成の透明化、財産状況の公表

原則を実現する
個別条項

第14章

第13章

第12章

第11章

第10章

《財政》

第27条 (総則)
第28条 (予算編成)
第29条 (予算執行)
第30条 (決算)
第31条 (財産管理)
第32条 (財政状況の公表)

第5章

第6章

第7章

第9章

《評価》

第25条 (評価の実施)
第26条 (結果の公開)

制度条項

《議会の役割と責務》

第10条 (議会の役割と責務)
第11条 (議員の責務)

《村長及び執行機関の役割と責務》

第12条 (村長の役割と責務)
第13条 (執行機関の役割と責務)
第14条 (組織機構)
第15条 (審議会等への参加)
第16条 (説明・応答責任)
第17条 (意見要望、苦情等への対応のための機関)

《むらづくりの計画策定》

第18条 (総合計画等の策定)
第19条 (計画策定への参画)

具体的制度(例)

・議会議員による宣誓

・特別職による宣誓
・コミュニティ支援
・組織機構の再編
・審議会への住民参加
・意見・要望、苦情等への対応

・計画参加手続

・住民などによる外部評価